

令和4年度 東京都税制調査会

第2回小委員会

令和4年7月22日（金）15:30～17:35

都庁第二本庁舎31階特別会議室21

【小林税制調査担当部長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから令和4年度第2回小委員会を開催させていただきます。

本日の小委員会は、既にお送りしております資料を御参照いただきながら、御検討いただければと存じます。

なお、沼尾委員、宮本委員は、所用のため本日は欠席されております。

それでは、今後の進行につきましては、諸富小委員長をお願いいたします。

【諸富小委員長】 諸富でございます。本日も、よろしくお願いいたします。

では、まず、議題を順番に進めさせていただきます。

最初に「地方法人課題」、本日そのままなのですね。地方法人課題についてということになります。

では、論点及び資料の説明について、テーマごとに事務局から説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 それでは事務局より、まず、最初、資料1の、この主な論点1番の「OECD合意を受けた国際課税のあり方」について、説明させていただきたいと思います。

まず、こちらにありますとおり、昨年度、「当面の間、新たな国際課税に伴う地方税増収相当分を国が徴収し、地方に配分する仕組みが必要となる。税収の適切な地方への配分を検討する」と、御提言をいただいたところでございます。

今年度は、改めて税収の地方への配分につきまして、より具体的な根拠などを御議論いただければというふうに考えております。

では、議論のための資料ですが、資料2となります。こちらの1ページ「過去の答申（国際課税）」から、12ページ「地方譲与税の概要」までが、国際課税のところとなっております。

なお、これらの資料に関しましては、事前説明から大きく変更した部分はございません。ただ、その際にお話ししましたように、現在、御覧いただいています、この9ページの「国際課税に関する主な論点」の二つの論点を中心に、御議論いただければと思います。

なお、本日、御欠席されていらっしゃるけれども、沼尾委員から、事前説明の際に当該テーマについて御意見をいただいていたので、御紹介させていただきます。

その内容ですが、8ページ「国の施策及び予算に対する東京都の提案要求」で、「第1の柱において、配分基準とされる「売上」は、国及び地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っていること」としてはありますが、この「社会インフラを基盤」というのが非常に重要だと。なぜなら、今後の社会インフラは、道路、水道といった従来型のもののみならず、データプラットフォームの環境や、非常にクリエイティブな人たちが集まってくるような魅力的なパブリックスペース、景観、そういったものが整備されているかといったものを含んだ、より拡大した概念になると考えるためです。そういったものを、どうデザインするか。そこに、どういう情報プラットフォームをつくるのかということまでを公共財として考えるとすれば、今後、地方自治体が果たす役割は、ますます大きくなるだろうと、こういった趣旨の御発言をいただいているところでございます。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明がございました論点を、資料について御議論いただきたいというふうに思います。

御意見のある委員は、画面に向かって手を挙げていただければと思います。あるいは、画面に映っていない場合は、御発声をお願いいたします。

先ほども御質問がございましたように、9ページにある論点ですね、論点1、こちらを読んでおきますと、国際課税の見直しに伴う税収が地方自治体に帰属する論拠としては、どのようなものがあるかと。仮に地方に税収が帰属する場合、どのような仕組みが考えられるか。地方間の配分をどのようにすべきか。このような論点を挙げていただいています。

既に事前説明の中で、現在、OECD、G20で行っている国際課税について事前に、皆様踏まえていただいているかと思います。それを踏まえまして、具体的にこのような論点について議論できればと思います。

現在、沼尾委員の御意見をご紹介していただいたとおりでございます。

では、よろしく願いいたします。どなたからでも結構でございます。

早速、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】

まず、何点か、まだ確定していないことがあると思っております、そもそも現在、Pillar 1、Pillar 2について、現在、議論が止まっているので、これがどう実現するかというのは、先行きが見えないのもあるのですが、仮にこれ、課税が行われたとした際に、それがどういう形で税収が発生するのか。

我々、別に新しい税金を作ろうとしているわけではなく、恐らく子会社合算方式であれ、損金不算入というやり方であれ、そのPillar 2の場合はですね。要するに、既存の法人税が上がってくるということだと思うのですね。

既存の法人税収が上がってくるということであれば、それは、そのまま自動的に法人税割に反映されますし、企業の所得が、要するに売上げなどを含めて変更されれば、それは法人事業税にも還元されると思うのですが。

基本的に、どういう形でデジタル課税からの税収が、既存の税目に反映されていくのかということ、これをちょっと確認しないとイケないのかなと思います。

新しい税金をつくらうとしているわけではないはずで。ですので、恐らく企業の利益の算出のところに違いが出てくるのだという、そこはポイントかと思えます。

これは、この間、事前説明でも申し上げたのですが、よく、デジタル課税なので売上げに基づいた配分する云々かんぬんになりますけれども、同じ議論とはほかの産業にも言えて、恐らく、現在、日本の法人事業税、法人住民税の分割基準は、しょせんは従業員と事業所の数という、極めて古典的な配分基準になっておりますが、これ自体、経済の実態を表していないのではないですかという話。

確かに、理屈はいろいろあるかもしれませんが。要は、その企業の経済活動の実態に則するような形で、地域に配分するのだと。

その実態というのは何なのだとされた際に、過去は、どちらかという生産活動が行われたところ、したがって従業員の数であり、事業所だったと思うのですが、ただ、現在は無形資産も広がっていて、オンラインも普及していて、別に事業所がなくても商売はできるわけなので。

だとすれば、その経済活動の実態を表しているのとは言われれば、やはり売上げではないのですかとい

うところで、Pillar 1のような議論も出てきているわけなので。

だとすれば、これは同じ議論とは、実はデジタル課税の枠を超えて按分、分割基準、法人事業税や住民税の分割基準にまで、本来は波及する話のような気がします。

さもないと、何か非常に制度的にもややこしくなってしまうと、デジタル課税のところだけ抽出して、それを、例えば、DSTのような新しい税をつくるのなら別ですよ。デジタル・サービス・タックスみたいなものを。しかし、そうではない限りにおいては、そのデジタル課税からの税収だけを抽出して、それを何か従来とは違う形で分割するのだと言われても、なかなか厳しいかなという気はします。

また、分割基準の場合は、課税自主権をどこまで認めるかという。税収は国が、税率は国が決めて、それを地方に配分する形を取るのか、利益を地方に分配、按分して、それに対して地方が、ある程度、課税自主権を行使できるようにするか。その辺りの整理もあると思いますけれども。

ただ、やはりここで考えるべきことは、その分割基準の在り方そのものが、現在、本当は問われているのではないかということかと。

したがって、結構議論としては大きいのではないかと思うのですけれども。

要するに、何が言いたかったかといいますと、今回、デジタル課税周りで地方に、どう配分するかという際に、地方といっても47あるわけですから、仮に。したがって、その47なり、1,700なりの、その自治体の間に、どう配分するかということが、やはりその分割基準、売上げを使う、例えば売上げを使うということであれば、それは、ほかの業態にも同じことが言えるのではないですかという話の趣旨のことを申し上げていたので。

要するに、入り口は、デジタル課税ですけれども、出口は、要するに法人事業税や法人住民税の分割基準の抜本的な見直し、そこまで行く議論ではないかと。

そうでなければ、かなり、幾つかの制度が、制度によって、デジタル周りの税収はこの分割基準、それ以外はこの分割基準というのは、制度的に複雑にしますよという話でした。

【諸富小委員長】 よく分かりました。分割基準に議論が達するはずだということですね。

ほかには、ございますでしょうか。

工藤委員、手を挙げていて、また、土居委員、手を挙げていただいて。どちらが、早かったのか、すみません。

【工藤委員】 恐らく、土居委員のほうが先だったと思いますので。土居委員、先にどうぞ。

【諸富小委員長】 では、土居委員、お願いいたします。

【土居委員】 分かりました。では、論点について述べさせていただきたいと思います。

国際合意に基づいた議論というのは、確かに重要だと思います。その中で、超過利潤に対する課税という考え方が出てきたということは、我々としても少し勉強をしておく必要があるのではないのかなと。

直ちに法人税の、法人所得課税の形が変わるところまでは至らないにしても、今までは正常利潤も含めた課税とかということですので、これからは超過利潤に、より注目が集まる。

その超過利潤、例えば10%増とか、増える部分の課税という、そういうところを、これから少し、我々としても何らかの勉強をしていく、準備をしていく、そういうことが必要なのではないかなというふうに思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、工藤委員、よろしく申し上げます。

【工藤委員】 御説明ありがとうございます。

先ほどのお話ですと、まず、私から3点、ごく簡単にございまして、まず一つは、やはり、先ほど佐藤委員もおっしゃっていたことなのですが、ページで言うと11ページで、やはり、新しい税制の創設というような形よりは、現状のシステムの上乗せ、ただし、そうなってくると、まさに地方への分割、地方間の分割の問題が非常に複雑になるのかなというのを印象として思いましたし、その辺りは、実際整理すると、かなり大変な話になるのかなという気がしております。これが1点目です。

2点目は、やはり、佐藤委員もおっしゃっていましたが、私も、デジタルとデジタル以外というふうに分けること自体、非常に、最近、ナンセンスになってきているのかなと。そういう意味では、まさにDSTの議論のヨーロッパでも、当初は非常に国ごとに活発化しましたが、少し変わってきているのかなと思っています。

その点では、実は先ほど、事前にとりまして沼尾委員のコメントが紹介されておりましたが、私も、沼尾先生がおっしゃっていた、例えばそのインフラという際に、現在であれば通信インフラ、デジタルインフラ、その他、生活の質を支えるような様々なインフラというのが、結果的には都市の競争力を高める以上、その都市に独自のインフラを享受できる、そういったサービスが、新たな公共サービスになると考えると、実はこの話は、その恩恵にあずかることのできる企業や個人ということで、外形標準化の話と非常に親和性は高いのかなと思います。

そうすると、実は、その独自課税という話とも絡んでくるので、この辺りを、少し一体的に議論したほうがいいのかというふうに思いました。これが2点目でございます。

それから3点目は、事前説明の際に言おうとっていて、ころっと忘れていたところを、恐らく、この間に沼尾先生が、まさにご指摘になって、資料で言うと42ページでしょうか。Decentralized Autonomous Organizationの話が出ておまして、これ、実は非常に、別にWeb 3.0の話だけではなくて、前半の現在の議論とも非常に関係する話なので、併せて議論してもいいのかなというのが、3点目は、ちょっと感想でございます。

以上です。ありがとうございました。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

ほかには、ございますでしょうか。大体、ご発言いただけましたでしょうか。

では、阿部委員、どうぞよろしく申し上げます。

【阿部委員】 阿部でございます。よろしくお願いたします。

まず、7月18日の新聞報道では、デジタル課税が1年遅れということで、G20の調整が難航していて、24年発行ということで記事が出ておまして、まだ、そういった意味では、どういうふうに配分していくかということが明確になっていないのかなというふうに思いました。

資料4ページの超過利益の市場国への配分対象が、全世界の中でも100社程度であるということで、我が国の場合は数社が対象になるということが報道にもあったように思いますが、この多国籍企業グループの利益率10%を超える超過利益の25%を市場国に配分するという方法で今後やっていく場合は、我が国の企業にとって影響というのは、それほど大きくないのかもしれないのですが、その影響のある企業から、どのようにして地方に税収を配分していくかというところを議論していくのかなというふうに、私としては、そういう意味なのかなというふうに考えていたのですけれども、どのように地方に税収をもっていか、どういうふうに配分していくかという点を、ここで議論するという、そういう意味でよろしいのでしょうか。ちょっとそこが分からないのと、また、国連の議論もございまして、国連については、やはり超過利益の部分というよりも、通常利益で、国としては税収を徴収したいという、そういった議論もあるようですので、やはり、国連や発展途上国の議論もカバーしたほうがよいのかというふうに思った次

第です。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

大体、オンラインの皆様、御意見をいただきましたでしょうか。

もし、これまでのところで、何か事務局として回答しておくべきこと、もし、あればと思いますが、大丈夫ですか。

【内田税制調査担当課長】 先ほど、阿部先生のほうから、今回の議論について、地方間への配分が中心かというお話もあったのですが、我々としては、先ほどお話ししました9ページにありますとおり、まずは論点1として、前提として、地方に配分を帰属すべきという論拠を、どういった論拠が考えられるかというところを、委員の皆様のお知恵をお借りして、何か見いだしていければなというふうに考えているという、そういう次第でございます。

事務局からは、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

恐らく、これ、この議論をするためには、究極的には佐藤先生の御意見に、私も一致するのですけれども、分割基準の話なのですが、その前に、恐らく、これがデジタル課税になった場合ですね、阿部委員が言うようなご指摘にあったように、1年遅れで進行していくということで、今すぐの話ではなくなってきているのですけれども、ただ、この課税、新しい、新課税方式、国際課税ルールが成立した場合に、それぞれ各国で国内法で実施が担保されていくことになるのですが、そうなった場合に、日本の多国籍企業、確かに数社、新たな課税対象となり、その一部は、課税ベースは市場国へ配分されていくという部分では、日本の税収にとってはマイナスになる一方で、日本に進出してきている他国籍企業に対しては、新規で課税が行われる、課税ベースが日本にも配分されてくるといことになると、そこでは増収要因が出てくると。

プラスマイナスで日本全体としては、まだ、正確なそういう試算というものは出ていないのですが、プラスになる方向が期待されているし、現在まで私が見てきたデータでも、ヨーロッパの主要国ほど増収にならないのですが、ある程度の増収にはなりそうだということになった際に、その、上がってきた増収が、先生方が現在、言及されましたように、これは新税をつくっているわけではなくて、既存の法人関連税の増収という形で、恐らく表れてくると。

最も出てくるのは、当然、国税、法人税の増収という形で上がってくる。そうすると、ほかにも、国税、法人税の増収のインパクトは、地方国税原資にもなっているので、恐らく交付税原資を通じて、地方にも交付税の、ひょっとすると増額という形で、どうなのでしょう。そこはちょっと分からないのですけれども、とにかく国税原資にはなるということですよ。

それから、法人事業税でいうと所得割のところ効いてくるのですかね。というような、また、法人住民税のところにも来ますかね。

したがって、これらのそのインパクトが、既存の法人関連税の所得の部分に効いてくるとすると、霞が関に広がるという形で広がってくると、増収ということになると、それぞれ、国、地方に既存の税収、税制を通じて、どういうふうな税収増のインパクトにつながるのかということが、ちょっと整理する必要が、本当はあると思うのですよね。

それぞれに取り分があるのだから、既存の税収を通じて、取り分を通じて増収が反映されてくるから、それはそれでいいのではないかと。または、分割基準の話で、それを現行の分割基準で分けていくといいのか、それともそういったデジタル化、あるいは佐藤委員からもあったように、超過課税という新しいタ

イブの課税、ある課税ベースを捉えているわけですから、無形資産に対する収益、課税ということですから、それを分ける際に、古色蒼然という言葉はあれですけども、事業所ベースで配分していくタイプと、雇用者数ですかね。というのでは、ちょっと、やはり駄目なのではないかという問題提起も、佐藤委員からあったわけですよ。

したがって分割基準の話になるのだということなのですが、そもそも、問題提起の1、論点1として、この自治体に帰属する論拠としては、地方税収、地方法人関連税を通じて入ってくる部分があるから、それはそれでいいのだと。あるいは、間接的に交付税原資になるのだから、地方に帰属するものが出てくる。ただし、東京都には来ないがというようなことで、特段、これはこれでいいのだというふうに考えるのか、あるいは、国税で増える増収、新たな国際課税ルールの見直しに伴う国税、法人税の増収分というものについて、国が専一的にそれを取ってしまうということでもいいのか。それとも、その増収分について、ある種のwindfallプロジェクトみたいなもので、これは地方も配分されるべき増収分だと考えるのかによっても、ちょっと議論が変わってくると思うのです。

恐らく、この論点1で、先生方から御意見をお聞きしたいというのは、その国税、法人税の増収に対して、それは国の分だから、こちらは何も言わずに指をくわえて見ているというか、ちょっと表現はよろしくないですけども、それは国の取り分ですねということに黙っているのか、いやいや、そこは地方にも、かんでいく根拠があるのではないかと。だとすると、その根拠は何なのだろうかというところだと思うのですが、この点はどうか。ということ、ちょっと改めて聞き直したいのですが、いいですか。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 よろしくお願ひします。すみません。

先ほどからの沼尾委員からのご指摘は、恐らく、何らかの応益性だと思うのですが、もう一つ考えるべきは、水平的公平の問題で、例えば東京で事業所を構えていると、これは東京の住民税と法人事業税を払っているわけですよ。だが、東京で実態として経済活動があるにもかかわらず、事業所がないという理由で、その人は、では、地方税を免れていいのかという議論は出てくると思うのです。

あるいは、デジタル周りだと事業所がないので地方の税金は免れるが、飲食店は店舗があるので地方の税金がかかってくるという。これも業態間での公平性の問題、イコールフィッティングにならないよねと。

ある種、業態間、あるいは国内外企業の、要するにイコールフィッティングを、どう担保していくかという議論は、本来、なければいけないと思うので、その観点から見れば、やはり同じように課税すると。

では、ほかの課税をやめればいいではないかという、もう一つあるのですが、とにかく、現在、現状で地方税をかけているのだから、それに合わせていくというのが、一つの自然な流れかなと思います。

ただ、ちょっと私も議論で気になっているのは、こういうデジタル周りの企業に対して、仮に分割基準が売上げだろうが何だろうが、超過課税は無理だと思うのです。なぜなら、納税通知書をどこに送るのという話になってしまいますので。いないから、東京には。といいますか、その地域には。

ですので、恐らく、結局は東京、国が何らかの形で代理で徴収して、一定の基準で配るという形になると、超過課税はしにくい業種になるかなという気はします。超過課税はしにくい税源になるかなという気はします。

ここは、ちょっとさっきの分割基準とは違う理由で、要するに、物理的にいない人たちがいらっしゃる。なので、個別の地方自治体が、そういう人たち、課税権をどうやって行使するのという、かなり、国とは違うチャレンジがあると思いますので、そこはひとつ、何か、テイクノートしておくべき課題かとは思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

土居委員、どうぞ。

【土居委員】 佐藤委員とは違う視点からのコメントなのですが、現在の地方税制、地方税法は、結局のところ、国の課税標準に、ある種、地方税として独自で税率を課すという形のものが多いわけですね。

例えば、国の法人税ということになると、結局のところ、いわゆる法人住民税の法人税割というのは、法人税額に比して課しているというような形を取っているということですから、極端に言えば、国税でその法人税を、より多く得られたとすれば、何の法改正もなく、ずっと相似拡大的に、その税収が地方に入ってくるということになるということは、まず、現在の、よしあしは全く別問題として、現在の税制上、そういう税制になっているということですね。

その際に、では、その法人税割の税率を変えるのかということ、それは、佐藤先生がおっしゃったような観点も含めて、なぜ、そういう税率にするのかということ、当然、本来は地方自治体側が説明責任を果たすべきであるとか。ただ、国会審議は地方自治体の代表ではないわけにいかないの、総務省の説明責任を持つということになるのでしょうか。

そういうことになって、確かに佐藤委員がおっしゃるように超過課税というのは、この、今日、議論になっているものの課税においては難しいと私も思いますけれど、標準税率としてどういう税率で課すのかということ、変な話ですが、現状維持ならば、特に何も説明責任も要らないという、ある種、非対称性はあるのですけれども、税率を変えたいということであれば、何らかの説明責任は国民に対して、住民に対して必要になってくるということかなと思います。

もちろん、地方税法が変わっても条例を定めなければいけませんから、各、例えば東京都なら都議会で説明を果たさなければいけないということですが、地方税法が変わったのでという言い訳というか、それで説明責任を果たしたことになるといえばなるという感じもしなくはないので、そこら辺は、税率をどうするかというところはあると思います。

いや、せっかく、税率を変える機会があるということであれば、何らかの公益性なり、そういう説明責任を果たしていく必要は、私は、あってしかるべきではないかとは思っています。

以上です。

【諸富小委員長】 明快にご説明ありがとうございます。

ほかにございますか。もしなければ、この辺りで、会長からも、ぜひ、コメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【池上会長】 ありがとうございます。現在、出されていた意見、それぞれ、ごもつともだと思いました。

確かに、現在、考えられているのは、超過利益の部分の25%を市場国に配分して、その市場国は、それに何の税金をかけるか、それぞれの国が決めることだと思うのですが、お話があったとおり、税制を何も変えずに法人税を適用するのだということであれば、現在の地方税の仕組みの内容を変えなければ、法人住民税あるいは法人事業税の所得割といったところで、分割基準が適用されることになる。

ただし、佐藤委員が言われたとおり、国際課税で扱う際には売上げで配分すると言っておいて、それを国内で地方税に配分する際には従業者数でやるのだというのは、その整合性はどうかという問題はあります。したがって、全体の分割基準そのものを見直す論議に発展してくるのではないかということですね。恐らく、経済活動の地域配分を語るということが分割基準の問題なので、その観点からも議論を進めていかなければいけないのだらうとも思います。

それから課税の根拠に関しても、応益課税論と水平的公平論という二つの論点が出されていたかと思

ます。現在の地方税、あるいは法人課税の根拠になっている部分だと思しますので、そういう点を生かして考えていければいいのですが。

恐らく、最も大きい問題は、まだどういう課税になるかよく分からないというところだと思います。最も地方から見て悪いパターンというのは、これは法人税とは別物だから国が特別に課税するのだということで別の税目にして、したがって地方税には配分しませんというのが一つあり得るのですが、それは困る。

そうでなければ、さきほどふれたとおり、法人税の枠に入れて、通常と同じように法人住民税と法人事業税を課するというパターンか、もしくは、別の税をつくるのですが、そのときは地方が、国際的に配分されたものをベースとして課税するというパターンがある。そういう選択肢があるのです。

恐らく、あまり苦勞しなくて済むのは法人税の中に含めて考えるということなのだけれども、その際は分割基準の問題を、どう提起していくかということになるので、その点を含めて、もちろんこれは結論が出ているわけではないのですが、しかし、議論を進めていければいいのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

この辺りは、今日、別に決着をつける必要もない議論なのですが、体制において応益ベースで、恐らく増収分について、国と地方の間に何らかの形で、新たな第1の柱、第2の柱による課税による、その増収分について何らかの形で、税源のシェアをすることが正当化されるのではないかということについては、意見の共有が見られたのではないかなど。

それを、今度は地方のほうで配分する際の配分基準として、従来型の分割基準でよいのかどうかという点について、主として皆様から御意見をいただけたと思います。

ちなみに、この間、6月、佐藤委員はアメリカに行かれましたが、私のほうはヨーロッパにちょっと行ってまいりまして、政府税制調査の中で、必ずしも項目として含まれたわけではないのですが、デジタル課税に伴う増収について、どのように取り扱うかということについて説明、質問をしてみたところ、ドイツでは実は、州と連邦で、やはり増収分を分割するというので、連邦が全て取ってしまう、増収分を取ってしまうということではなくて、シェアすると。

その上で、具体的にどのような方向で、先ほど会長が、複数のやり方があるのではないかというふうに言われていましたが、今日、恐らく議論になった、では、その州間でどういうふうに分割していくのかと、ドイツにはドイツなりの、また議論が生じるはずで、そこも含めてどういう議論をしていくかということについて、複数のワーキンググループなども立ち上がっていて、議論を、もう開始していますというのが先方の回答でした。

その中身までは答えてもらえなかったのですが、ドイツも、やはり、そういう国と地方のシェアの話が始まっているということだけ、少しご紹介をしておきたいと思います。

ほかに、先生方。松原委員、どうぞ、よろしく申し上げます。

【松原委員】 よろしいでしょうか。すみません。

池上会長のお声が、若干、私、聞き取りづらかったのですが、ちゃんと正確に理解しているか分からないのですが、ただいまの諸富小委員長のご発言に、ちょっと加えるという形でコメントさせていただきますと、ドイツの税源分配の話自体は、デジタル課税だけではなくて、連邦と州の税収をほぼ半々にするというのは、もともと法人課税とか所得課税がそうなのですね。

ということなので、先ほどどうか、最初のほうに工藤委員や佐藤委員がご発言になられていらしたかなと思うのですが、OECDで第1の柱と第2の柱が止まっているということもあるので、恐らくですがけれども、既存の税制の税の取り方に則した形で、新しい税金が、仮にそういう租税形態ができるのであれば、そのまま取り込んでいこうという発想なのだと思います。

ただ、EUでこの6月に改革の動きが止まってしまったのが、OECDで第1の柱と第2の柱をめぐる交渉が全体的に停滞した最大の理由だと私は理解しておりますので、ドイツがどれだけEU内での反対をまとめるだけの発言力があるかという、そういう話にもなるのではないかなと、個人的には思っております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

関口委員からも、手が挙がっています。どうぞ、よろしくお願いします。

【関口委員】 私も長期的な視点から考えた際には、法人課税系の抜本改革というのが、分割基準等も含めてあり得るかなとは思いますが、仮に現状の制度の下で、国際課税から地方法人課税への影響を考えるとすれば、少なくとも、第1の柱と第2の柱は、少し性質が違うものです。

つまり、いわゆるデジタル課税として何かを議論するという意味では、どちらかという第1の柱系の話がなじみやすいと思いますし、第2の柱のほうは、既存の税制の枠組みに、やや近い性質を持っている。ですので、もし、第1の柱と第2の柱というのを切り分けるとすれば、第2の柱のほうは既存の税制の枠組みの中で、ある程度、考え得る性質を持っているのではないかという気がいたします。

その観点で、第1の柱のほうを同じように捉えて話をするのか。いや、そうではなくて、これは超過利潤に対する税という観点で、どういうふうに配分されていくのかということが重要だとして区分するとすれば、どのような売上げを基準にした配分で、どういうふうに国と地方の間で配分するか。さらには、地方間の売上げが把握できるのであれば、そういった形での配分があり得るのかなと思います。

ですので、第1の柱と第2の柱を一緒にせず区分するという考え方もありますが、税収がどうなるかも分からない中、ちょっと議論は非常にしづらいなと思いながら話をお聞きしていました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。制度詳細が判明して、現在、財務省が進められている国内のインプリメンテーションの形が見えてくれば、ある程度、議論もしやすくなるのですが、かなり、まだ、不確実性が多い中での議論ですので、確かに議論しにくい。

ただ、関口委員にご提案いただいたのは、Pillar 2に関しては従来の法人税、法人関連税の仕組みを通じて、要は税収を管理をしていけばよいのであって、Pillar 1については、やはり国際課税ルールの新たな仕組みで、かなり従来型から新しくなっていく部分があるので、それをずっと税収配分、国内制度によって完結していくと、やはり、佐藤委員が冒頭に提起されたような分割基準の見直しの問題、具体的には売上ベースといったものを、日本でも導入した上での、上から下まで、国債から地方まで、そういったケースで配分方法も完結させていくという、かなり大きな改革の話になる。

そういう意味では、Pillar 1、Pillar 2の議論を分けるべきではないかというご提案として受け取りましたけれども、そうかもしれないですね。ごっちゃにせず、分けて考えると。その制度の趣旨から言いますと。ありがとうございます。

大体、皆様、御議論、出していただいたのでしょうか。時間的には、そろそろ、このテーマについては終わりで、次に移らせていただきたいと思います。

大変有益な議論を、皆さん、出していただきましてありがとうございます。第一段階のほぼ議論で、まだまだ、この議論は続いていくことになるかと思いますが、一応、第一段階の議論としては、非常にいい議論ができたかと思います。ありがとうございました。

では、次のテーマに移ります。

事務局から、論点及び資料の説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 それでは、続きまして資料1の主な論点「2 外形標準課税のあり方」に

ついて、御説明させていただきます。

過去の提言を御紹介いたしますと、「外形標準課税の適用対象法人は年々減少している。さらに、近年は様々な事業活動の形態が出現しており、必ずしも資本金が法人の活動規模を表していない。中小法人の負担に配慮しつつ、資本金以外の指標の組合せを検討する」と、そういう御提案をいただいております。今年度は、あらためて資本金以外の指標の組合せ等について、より具体的に御議論いただければと存じます。

そして、議論のための資料ですが、資料2の13ページの「過去の答申（法人事業税の外形標準課税）」から、28ページ「資本金以外に考えられる基準例」までとなっております。

なお、これらの資料に関しましては、事前説明から変更した主な部分についてのみ、御説明させていただきますと思います。

追加資料ですが、24ページに、「中小企業基本法の基本理念」を追加させていただいております。事前説明の際に野口委員より、どのような法律か分かった上で議論する必要があるのではないかとという趣旨の御意見をいただきましたので、追加させていただいております。例えば24ページ中、第3条第1項では「中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているもの」という認識のもと、「多様で活力ある成長発展が図られなければならない」としています。

また、26ページと27ページに「資本金別法人数累計」と「従業者数別法人数累計」を追加させていただいております。

こちら事前説明の際に金井委員のほうから、従業員や売上などで線引きした場合に、約何社が対象になるか分からないと議論しにくいのではないかと、そういう御趣旨の御意見をいただきましたことから、追加させていただいたものです。

売上段階別に区分したデータは、見つからなかったのですが、資本金段階別、従業員数段階別のデータは見つかりましたので、御覧の資料を作成しております。数字はいずれも累計数となっておりますので、御注意いただければと思います。

例えば、「資本金別法人数累計」のほうは、資本金5,000万円以上の項にある97,183社というのは、1億円以上の資本金の企業も含む数となっております。これは、「従業者数別法人数累計」も同様となっております。

事務局からは以上となります。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、「外形標準課税のあり方」について、現在、御説明いただいたわけですが、論点の資料、お手元にあるかと思います。これに基づきまして、御議論いただきたいと思います。

先ほどと同じで、御意見のある委員は、画面に向かって手を挙げていただければというふうに思います。また御発言でも構いません。よろしくお祈りします。では、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 真面目に議論をすると、大きな話であり、何が中小企業なのかという議論だと思います。

税は基本的に借用概念なので、例えば、外形標準課税のために、独自に中小企業の定義を生み出すということはないと思います。基本的には税法であれば、資本金に基づき中小企業税制か、そうではないかと区分をしているわけですから、いいか悪いかは別です。したがって、結果的に法人税法上、1億円というのが基準になっているのだから、それを借用するか、あるいは中小企業法を使うかだと思います。趣旨は違うかもしれませんが、そうはいつでもほかにはないのだからと言われてみれば、中小企業基本法の考え方に即しますかという話になってくると思います。

外形標準課税のためだけに、中小企業の線引きを改めるという話では恐らくないし、それは無理だと思います。

もう一つあり得る基準があるとしたら、所得800万円です。これはなぜかという、軽減税率は中小企業の適用対象になっているからです。なぜこれがいいかという、アメリカにも税制上は中小企業という概念がないからです。アメリカの法人税は累進課税になっています。要は利益が少ないところは中小企業です。それを超えるところはみんな大企業なのでという、そこで区分してしまっています。したがって、取りあえず、利益800万円以下のところが、要するにこれまでの中小企業であり、それを超えたところは、普通の企業なのだというふうにするのであれば、こちらが外形標準課税の対象ですというのはあり得るかもしれない。理由は、くどいですが、中小企業の軽減税率は適用外か、適用対象か、そうではないかの区分ですというやり方、何かそういう形で、とにかく外から持ってこないことには、恐らく無理だと思います。それは適正な基準かどうか分らないです。だが、まず一つは借用するしか恐らく選択肢がないだろうということと、そうでないならば、例えば、中小企業税制、根本に関わりますけれども、資本金1億円という基準を見直しますかという話になってくると思います。これは税制調査会で昔議論したような記憶がありますが、資本金1億円でいいのかどうかというところに踏み込んで議論するかどうかになってくると思います。またもう一つ、現在、事務局から御説明がなかったのですが外形標準課税をやったので、いろいろところが減資をしていますという話と、それから、減資はともかく、21ページのグループ化の話、持ち株会社化の話があったと思いますが、これはもともと地方税が単体法人課税をやっているからです。これは連結納税ならぬ、現在、グループ通算です。連結納税後のグループ通算方式、国はやっているわけなので、そちらに準じるのであれば、恐らくグループ化していても、これは一つの会社ですとみなすことができるはずで、国税と地方税の間で、単体課税か、グループ通算方式を認めるかどうかという議論として関わってくると思いました。今日の直接の議論ではありませんが、テイクノートいただければと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 確かにそうですね。佐藤委員、単体の場合はどうしますか。単体で課税するのを維持して、連結課税的にしない場合に、1億円というものを。

【佐藤委員】 分割してしまえば、1億円以下になってしまいますので。

【諸富小委員長】 そうですね。

【佐藤委員】 けれども、連結納税は、グループとして捉まえるし、もちろんそれはそれでメリットがあるわけです。損益の通算ができるから。国税はそれを認めているわけですから。

【諸富小委員長】 地方でもそれをやる。

【佐藤委員】 それをすれば1億円以上になるのです。

【諸富小委員長】 1億円のこのスレッシュホールドを下げるということについては、なかなか正当性はないという御意見、何らかの法的根拠を外形に持つてくることは難しい。

【佐藤委員】 恐らく私は1億円以上で、もっと下げたいと思うのですがけれども、ただ、その場合は、全ての中小企業税制がそれに準じなければならないということなので、これまであった中小企業に対するいろいろ様々な特例措置、政策減税とかが、全部不適用になる。

【諸富小委員長】 なるほど。

【佐藤委員】 そこまでやらないと、一貫性がない。

【諸富小委員長】 なるほど、波及するところは大きいということですね。

【佐藤委員】 波及効果はすごく広いです。

【諸富小委員長】 だけに、スレッショールド引き下げると、ほかの中小企業優遇税制との齟齬が生じてくるということですね。

【佐藤委員】 百歩譲るとしたら、外形標準課税は、原則全ての企業は外形標準課税適用者ですと。ただしつけて、年間収入が800万円以下は適用外としていいというやり方です。つまり、どちらにデフォルトを置くかの問題で、デフォルトは、外形標準課税をやり、例外として、所得800万円以下を中小企業とするやり方です。800万が妥当かどうか、私は分かりませんが、現在の制度がそうだからと言っているだけです。

【諸富小委員長】 よく分かりました。ありがとうございます。
ほかの委員はいかがでしょう。

【鴨田委員】 鴨田です。現在、800万円以下という話が出ましたが、私ども中小企業を支援する税理士の立場として、やはり中小企業の場合は、大企業に比べて、労働分配率が非常に高いということで、例えば、付加価値割などというのは、法人の支払う給与に対して課税する比重が高いため、現在、岸田内閣は成長と分配をやっていますが、賃上げ促進体制にも逆行するような形になってしまうのではないかと危惧をしているところです。だから、やはり現状どおりの形で、こういう中小企業については、外形標準課税は導入はせずにいただきたいというところが、私ども税理士の立場でございます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。
続きまして、工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 現在までのところ、御説明ありがとうございます。事前説明の際にも、お話をさせていただいたのですが、外形標準課税は、国際的にはだんだんと減少する方向にあって、あまり人気のない税目かと思いますが、個人的には非常に行政、特に公共サービスを楽しむという点では、ある程度、目的税的な趣旨もありますし、現在の時代に合っているという側面もあるのかなと思います。これは先ほど前半でのお話で、沼尾委員からの御指摘のあった、例えば、都市間競争の中で、より魅力的な環境づくりをするとか、そのための費用では、誰が負担するのか。一般的な全体で負担するのか。それともそれに恩恵を非常に多く感じている企業が負担するのかという問題の、一つの解とは言いませんけれども、一つの問題提起にはなるのかなと思っています。

その上で、先ほど佐藤委員が非常に詳しく解説いただいたので、その基準をどこに持っていかかというのは、ほかの制度との整合性というのはとても大事だと思っていて、そうすると、一つの考え方としては、確かに1億円問題が、何が正しいのかという、正解を私も持ち合わせてはおりませんけれども、経営視点でいうと、例えば、各国の中小企業の定義で、日本の中小企業基本法ですと、従業員数、それから、売上高、資本金というのが、業種によって異なっているというところには少し注目をして、それを反映するというのも、一つの手かというふうに考えています。EUの場合は、全体的な中小企業の話は、こちらの25ページに掲載されておりますが、外形標準課税をまだ導入している国においては、やはり例えば、金融業とサービス業、製造業、それから、その他の例えば人件費に係るコンサルティングであるとか、IT系というのと分けた上で、かなり細かく外形標準の算出方法を変えていますので、ただ、それは非常に煩雑になるということも指摘されているわけですが、それはどこに基準を置くかの問題なので、より実態、つまりビジネスの実態に合わせた形で、外形標準課税を一つのサービス税として取っていくのであれば、こういった、例えば、中小企業基本法にのっとった形で、ある程度業態、業種などを考慮した税金にする必要があるかもしれませんし、それを今度、税制法上非常に複雑になり過ぎて、大変だということであれば、どこかもう少し簡単な基準でやっていくというのも考えられるのかなと思います。

先ほど、人件費の問題が指摘されていたかと思うのですが、個人的には人件費、確かに中小企業の場合には顕著かもしれませんが、昨今のまさにITとか、この後議論されるであろうデジタルとか、Web3.0になってくると、それこそ非常に人材集中型になりますので、必ずしも中小企業だけの問題ではないのかなと思います。最後は感想みたいになってしまってすみません。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そうですね。中小企業、この25ページの資料は非常に参考になりますね。個々の定義が書かれていて、というのもしらなかつたのですけれども、中小企業基本法は、業種でかなり綿密に定義しています。中小企業とは何かということ、これに沿う形で定めた上で、該当企業は、外形標準課税から除く。それ以外は、普通に外形標準課税をやるという形です。このような従業員数や、売上高、資本金といったものを、かつなのですか、またはなのですか。御存知の方はいますか。これは要するに25ページ、従業員数と売上高、資本金等と書いてありますが、製造業等300人以下、売上は資本金300億円以下と書いてありますが、これはかつなのですか。またはですか。事務局、どうですか。

【工藤委員】 これはまたは、だと思います。

【諸富小委員長】 またはですか。

【工藤委員】 またはです。

【諸富小委員長】 なるほど、了解です。ありがとうございます。

【諸富小委員長】 ということは、いずれにしても、これに乗るとというのが一つの提案ではないか。ただ、業種別に基準が違ってくることになりまして、複雑になってくる。ただ、なかなか中小企業とは何かという基準を別途設けるのは非常に難しいのかなと、こういったものが一つの基準になり得るのではないかという御提案でありました。これはなかなか説得力のある議論ですね。

【鴨田委員】 すみません。よろしいですか。実務家の立場からすると、このような中小企業基本法に従って、計算をするというのは非常に煩雑ですし、それから、これは製造業や卸売業というように分けていますが、実際のところ、現在、それだけ専属でやっていたりしているところもありますけれども、小売をやったり、卸をやったりとか、いろいろな複雑なケースが出てくるので、やはり資本金1億円というのが分かりやすいですし、この基本法でやるのは、非常に実務としては大変なのではないかと思います。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。またがってやっつけるところが結構多いということですね。そうすると、どれか一つの基準でやると、齟齬が生じてくるということなので、非常に複雑化していくということになりかねないのですね。分かりました。

ありがとうございます。では、阿部委員、野口委員、順番にお願いいたします。

【阿部委員】 ありがとうございます。やはり中小企業におきましても、社会資本、インフラを使って、利益を上げていることからすると、応益課税という観点から、資本金等以外で考えるとすれば、例えば、売上総利益といったような考え方もでき得ると思いました。

事業活動基準というのでしょうか、事業活動価値に対して、それをベースに課税するということになる。例えば、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益という考え方で課税ベースを捉えるという考え方もあるのではないかというふうに考えました。

先ほど、委員の先生から課税標準のお話がありまして、給与等については、やはり人件費を上げるはずが、これをあえて抑制しようということで、むしろ給与総額を上げないというふうにしてしまう可能性もありますので、給与総額を加算する要素にせず売上総利益であれば、やはり利益が上っているわけですので、応益課税として、社会インフラを使用しているということで、説得力はあるように思った次第で

ございます。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。では、続いて、野口委員、どうぞ。

【野口委員】 本日も参加をさせていただいてありがとうございます。中小企業とは何ぞやという問題があって、先ほど佐藤委員のお話をお伺いしていたら、概念を借用するしかないというご意見があったので、議論が難しいと思って聞いておりました。

資料を補足していただいていたありがとうございました。法の趣旨に戻る必要があるのではないかという話をさせていただいたのは、行政手法の仕組みとして、中小企業基本法を読む際には、それぞれの法律の当然ながら法目的があって、達成するための目的に沿う手段を選ぶのに、どういう対象で区切っていくのがいいかというふうに定義が決まってくるので、既存の法概念の中にある定義を借用するというのは、法制度の継続性や統一性という観点からすると、望ましい一方で、フィットしない部分も出てくるのではないかと思います。趣旨としては、その下にある海外の比較などをする際にも、法制度の定義だけではなく、その法律の法となりも含めて見ていく必要があるのではないかということ発言させていただいたというものになります。

これとは少し別の話ですが、冒頭にあった、沼尾先生の御発言と、それを受けての工藤先生のお話、税制の構築や課税の根拠の議論の中に、公共空間管理やインフラ管理の視点を入れるというのは大賛成です。特に行政手法の一つとして税制を考える際には、その大元としてあるのは、やはり公共空間管理者としての行政という立ち位置があると思いますので、この考え方が入ってくると、例えば、グリーンとか、デジタルといった問題の税制度の在り方を考える際に、行政手法の中の一つとしての税制の在り方というふうに議論が進んでいくことになるのでしょうから、賛成をしています。最後の2点目は感想でした。ありがとうございました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。では、金井委員、それから、佐藤委員の順番でお願いいたします。

【金井委員】 金井です。今回のこの問題の、何が問題点なのか、よく分かっておりませんが、当初、中小企業で資本金という線で区切って外形標準の対象を決めた後、様々な情勢の変化があって、外形標準対象が減っているという際に、一つは資本金を減らして、外形標準逃れをしているという話と、もう一つは、企業を再編して、子会社化して、逃れているのではないかという、一種の人為的に経済の実態は変わっていないのに、減らしているというので、ある意味、実態をつかまえるために、もう一回制度を変えなければならないという議論なのかと思います。そうであれば、佐藤委員がおっしゃったように、分割のほうは、グループ化するという対応をするということになると思います。が、もう一つの人為的な減資は、本当につかまえないといけない話なのかと、疑問にも思います。これまでも中小企業としての優遇措置を受けるためには、減資は常にありえたはずで、そういう意味で、法人税関係はできてきています。つまり、企業経営の実態は同じなのに税金だけ減資して逃れているのではなくて、そもそも日本経済は沈滞してきただけなので、企業経営の実態も中小企業並みになっただけかもしれません。そういう意味では、そもそも問題なのかというのが、よく分からないですね。つまり、1億円で中小企業の恩恵を受けようとして、人為的に、一種の節税的に減少しているのか。それとも本当にもう日本企業というのは、体力が無くてしょうがないから減資しているだけであって、そもそも問題ではないのではないかとよく分かりません。その実態によって問題の指摘は変わるので。分割や会社再編のほうは、実態として足せば、前と同じ企業活動規模なのであれば、それは確かに税金を同じように取らなければおかしいでしょうという気はしま

す。けれども、そこら辺の問題の説得力が、いま一つ十分理解できていないのです。そこを何か、いかに作為的な課税逃れであるのだと言われれば、何か対策を取れという気になります。経営が悪化して、しようがないのではないかと。昔より数が減っているのは、みんな中小企業並に没落してきただけだという話であれば、そんな慌てる話もないのではないかと。そもそもこの30年間、日本経済が沈滞しているのだからしようがないでしょう。だから、経済が沈滞しているから、それは1億円という、ほかの法人税も含めて、そんな甘いことを言われていられる発想はもうやめたほうがいいというのだったら、それはそれで分かるのですけれども、問題意識がよく分からないので、そこを説得的に教えていただけるとありがたいと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 確かにそうですね。両方あるのではないかと思います。沈滞してきたという話を聞きますと、しようがないケースとしては、例えば、某新聞社が減資をして、中小企業になりましたが本社のビルは売却してしまいました。売るものを全部売って、中小企業になって、何とか生き延びているという感じですので、かつてはマスメディアといえば、非常に収益性の高い筐体だったと思うのですが、現在はすっかりデジタル化で、紙を中心にもう売れなくなってきたということで悪化しているの、何とかこの制度で救われて、生き延びている部分というのがあるのではないかとこのふうには思います。業績が悪化していないが、税金を逃れているという感じではないです。業績は悪化していないが、税金を逃れているというケースありますか、事務局のほうで何か把握されていることとかありますか。

【内田税制調査担当課長】 私ども基本は報道ベースで出ている限りのところでございますので、出ている企業は、大概は確かに現在、諸富先生がおっしゃったように、企業業績が悪くなったのでというようなところが多いと見受けております。

一方で、今回の資料にもありますが、応益性という観点です。16ページの資料でも、総務省の外形標準課税導入した頃の意義として、②番にありますとおり、応益課税としての税の性格というところが、根本的な理屈としてある中で、それだけで本当に逃れていいのかどうかというところは、一つの問題提起としてあります。今回、こういう資料にもつけさせていただいて、皆さんに御議論いただきたく思い、資料に入れさせていただいた次第でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。ということなので、金井委員、いかがでしょうか。

【金井委員】 ですから、もう一つは、日本経済というのは全体的に沈滞しているので外形標準として、体力あろうとなかろうと負担すべきだという考えがあり得ます。外形標準というのは、ある意味、そういう考え方ですね。体力のあるなし、所得があろうとなかろうと、サービスを受けているのだから、払いましよと。日本経済はもはや沈滞しているのだから、大きいところと小さいところでわけて、大きいところが負担するという話はやめるというのであれば、それはそれで理念としては分かります。法人課税のほうは、所得ベースでやる。もうかっているところはたくさん払ってくださいというのです。が、外形標準の事業税関係は、そういう、言わば豊かな経済の論理ではなくて、貧しい経済の論理に立つのかもれません。考え方を考えるというのは、それは理屈としてはあるとは思いますが。そういう考え方は、問題提起としてはあり得るし、理念的に言えば、外形標準といいますか、応益課税なのだというふうにするというのはあります。ただ、そのために本当に企業が潰れたら、どう責任取るのという話は、行政としては困るのではないかとこの気はします。心配であります。

【諸富小委員長】 大体ひとしきり皆様、御意見言っていただきましたが、佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 ありがとうございます。恐らくこういう議論というのは、2004年に外形標準課税を入れた際も議論があったのだらうなという気がして、要するに応益課税だといって始まりましたが、そう

はいつでも、中小企業はどうするのだという話になって、結局、1億円超に限られるということになりました。

やり方としては、無下ですけれども、金井委員流にいうと、例えば、中小企業にも課税をするというのも一つの選択肢ですが、さすがに経済コスト高いだらうというのは、想像に難くないと思います。もう一つは、課税ベースを見直してしまうということですよ。外形標準課税の際に、紆余曲折があったはずで、あの際は恐らく慶應大学にいらっしゃった島田晴雄先生の本を読んでいると、いわゆるキャッシュフロー課税も視野に入っていました。要するに売上マイナス仕入れでいいではないか。またそこから人件費をどれぐらい引くかという議論があったと思います。先ほど、土居先生から、超過利益課税の話がありましたが、Pillar 1絡みで、超過利益課税というのは、要するにキャッシュフロー課税なので一つの考え方として、外形標準課税を一つのキャッシュフロー課税とする。これは人件費を抜くので、別に中小企業でも困らないはずで、本当に体力がある企業が課税対象になり得ます。

昔は、キャッシュフロー課税という、普通の法人所得よりも小さいというイメージがありましたが、最近の企業は投資しないので、減価償却費ばかりを積み増したり、利払い費ばかりあるので、利払い費は最近ゼロですけれども、ただ減価償却費があるので、意外と課税ベースを比較すると、そこまで違いはありません。したがって、ある意味税収効果というふうに考えてみても、一つ、キャッシュフロー課税するのが一つの手ではないですが、一つの選択肢としてあると思います。

二つ目は、そこまで抜本的なことをやりたくないというのだとしたら、ミニマムタクスの位置づけにしてみるというのも、一つの選択肢としてあると思います。それに近いものは、本当は法人住民税の均等割ではなかったかと言われればそうなのですが、金額的には違うでしょうということであれば、これから外形標準課税というのは、ある種、ミニマムタクスの位置づけにしておくという、そういう形で一定の税収を保つ、いわゆる赤字企業からも一定の税収を担保しましょう。ミニマムタクスをやろうというのだしたら、外形標準課税の税率自体を下げなければいけません。したがって、そこはもう一回、所得割と付加価値割とのバランスをもう一回見直すという話になってくると思うのですが、取りあえず、そういう選択肢はあるということだと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。高端委員どうぞ。

【高端委員】 高端です。いま佐藤委員がおっしゃったように、資本金1億円の基準をどうするかということに加えて、課税ベースや課税方法、もう少し広範に検討する必要があるというのは、そのとおりだと思います。その上で、結局、この問題を論じる際に、外形標準課税をこの事業税に入れたということの趣旨を、どう我々が理解するかという基本的なところは、ある意味重要だと思います。様々な委員の御発言の中にも、それに関するいろいろなありましたが、戦後直後に道府県民税として営業税があり、シャープ勧告でそれを付加価値税にするという法律ができましたが、結局、実施されず、立ち消えになりました。ある意味、それがよみがえってきたと言いますか、一つの応益課税として所得割では曖昧化していた地方の独立税としての事業税の性格を明確化するという趣旨が、外形標準課税の導入にはあったと思います。つまり、それは導入時には様々な経緯があった結果、一部の大企業が課税対象になるものとしてスタートしましたが、恐らく本来の趣旨としては、課税対象を広げていくということが応益課税として要請されていたはずで、したがって、資本金1億円という基準を中小企業法制との関係で固定的に捉える必要はないと思いますし、その上で、資本金基準だけではなくて、当然、売上高等の基準も併せて用いていくことも当然考えられますし、さらにそれ以上に、課税ベースをどう取るかということについて、柔軟な議論があつてしかるべきだと私は感じております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。そういう意味では、当初の精神は私も確かにそうだったのだろうと思います。いろいろな妥協で、出発点としては、1億円超という比較的大規模の企業に限定して入れましたが、もとはそれを拡大していくということで、先ほどの佐藤委員のミニマムタクスの理解というのも通じるところがあるかと思います。資本基準で一旦1億円と決めており、その基準をどうするかという議論が別途ありますが、もう少し広く考えていくというのは、本来の趣旨なのではないかという、外形標準課税の趣旨論、本質論に戻って、どうあるべきかというのを考えていく。また小委員会として、課税というものの性質をどういうふうに考えていくかということも、制度の改正を考えるのであれば、改正の方向を考える非常に重要な論点だったと思います。先生方からもいろいろと有益な御意見をありがとうございます。

大体いけましたでしょうか。

【池上会長】 ありがとうございます。当然いろいろな観点があつて、必ずしも意見は一致していないといえますか、非常にいろいろな意見が出て、一つに収斂しているということはないというのはよく分かります。

ただし、外形標準課税の中小法人の定義について、これは例えば、資料でいうと、28ページに資本金以外の考えられる基準例が書いてありますが、これは恐らく大きく二つに分けられます。資本金は、もちろん減資はできますが、基本的には決まっております。決まっているということは、資本金が1億円以下であれば、最初からその法人は外形標準課税の計算をしないこととなります。そのほかの、例えば、売上高や、粗利益といった基準は、1回計算してみないと、毎年対象になるかならないか、変わります。それをやらなければいけないということは非常に煩雑だと言えるでしょう。変わらない基準であれば、最初からうちは関係ないよと言えるので、そこをどうするかという問題がある。つまり、毎年変わる数字を使うのか、変わらない数字を使うのかということは一つ大きな分かれ目です。

もう一つは、これは大きく意見の違いが出ていなかったと思いますが、この28ページのいろいろ基準例のうち下の四つは、大法人の子会社です。つまり、子会社に関しては、法人税法では、あるいは租税特別措置法では、中小法人としての優遇措置を受けられないという形にしているわけです。これは事業税の外形標準課税ができた後に税制改正された事項だということで、この資料の中でも、23ページに赤い字で書かれているものがありますが、これは中小法人としての優遇は受けられないと外したものだと思います。ということになると、先ほどお話のありましたように、例えば、グループ企業として、大法人グループの一部のただけでも形の上では中小法人というのは、これは大法人という扱いをすることができるのではないかと、そういう御発言もあったかと思います。これはあり得るのではないかなと、話を聞いて思いました。

ただ、全体としては、まだ、小委員会の皆さんの意見が一致しているとは言えないことはよく分かりましたので、さらにどういう形の報告になるか分かりませんが、そういう表現を考えていきます。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。外形標準課税につきまして、いろいろと多岐にわたる意見ありがとうございます。このテーマについては、時間的にはそろそろ終わりにさせていただきたいと思います。

それでは、次のテーマにつきまして、事務局から、論点や趣旨の説明をお願いいたします。

【松崎税制調査課長】 それでは、資料1の主な論点3、企業成長を後押しする税制について御説明いたします。

本項目につきましては、2部構成で御議論をいただきたいと考えております。前半にエネルギー関連について、御議論いただきまして、後段で新たなデジタル技術関連について、御議論をいただきたいと考えております。

まず前半の主な論点でございますが、脱炭素化に寄与する新たなエネルギー源としまして、水素、アンモニア等が注目されております。水素、アンモニアは、化石燃料を使用しない、ゼロエミッション火力への転換の鍵となって、産業や発電、また、運輸など、幅広い分野で活用できる、カーボンニュートラルに不可欠なエネルギーとして期待されております。こうした新たなエネルギーの安定確保、それから社会実装に向けて、企業を後押しする観点から、税制のあり方について、御議論いただきたいと存じます。

関係資料につきましては、資料2の29ページの「過去の答申」から、資料37ページの「諸外国の主な再エネ促進税制」までの全9ページとなります。資料に関しましては、事前説明から変更しておりませんので、時間の関係上、説明は割愛させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。御説明がございました、成長を後押しする税制の論点①ですが、主としてこれは環境エネルギーに関するものです。これについて、皆様、御意見いただけますでしょうか。よろしく願いいたします。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 よろしく願いいたします。これも趣旨が少しわからなかったのですが、つまり東京都として、政策減税を行って、東京の経済の活性化に資するという話なのかと思っただけですが、対象として挙げられているのは、全部グリーン絡みなので、促したいのは、成長ではなく、グリーン化なのかというのが質問の一つです。

もう一つは、国でも様々な取組を行っていて、グリーン化であれば、効果があるかどうかわかりませんが、R&D税制も含めて、成長促進型の税制というのはいろいろやっけてはいるのですが、それに上乗せするようなものを念頭に置いているのか。それとは全く違う性格の何かを狙っているのか。そこがよくわからないので、国税との整合性はどうかということ。

それから、三つ目は、より重要なのですが、地方自治体がこういう議論を行う場合、いつも最後は中小企業向けの話に落ち着きます。しかし、東京の場合は大企業が集まっており、いわゆるスタートアップやベンチャーもいるわけなので、ではこういう税制というのは、大企業も含めるのか。むしろスタートアップや、ベンチャーをターゲットとして考えているのか。一体誰を対象として考えているのか、これが少しわからなかったもので、御説明いただければと思います。

【諸富小委員長】 そうですね。この点、はっきりしておいたほうがいいので、事務局として今の佐藤委員の御指摘に対してはいかがでしょうか。

【松崎税制調査課長】 具体的なターゲットとしましては、今回、HTTということで、東京都でもかなりエネルギー問題というのは、問題視しておりまして、その中でも、いわゆる先端エネルギー確保という点で、東京都としましては、水素ビジョンということで、水素についての将来の目指す新しいエネルギー分野を確保していかなければいけないということがございましたので、そういった東京都の目標を達成していくために、企業をどう後押しし、税制面からもどう後押しができるのかどうかという点について、御議論を頂戴できないかなというところで、テーマを設定させていただいた次第でございます。いわゆるスタートアップが対象なのか、既にある企業が対象なのかという細かい点までは詰め切れていないところではございますが、そこも含めて幅広く御議論をお願いしたいと考え、テーマの方を設定させていただいたところではあります。

【諸富小委員長】 東京都独自の仕組みで支援するという議論になるのか、それとも、何か国税との整合性はどうかという、論点も佐藤委員からありました。その点はいかがでしょうか。

【内田税制調査担当課長】 国税まで含めて幅広く御議論いただきたいと考え、今回のテーマを設定させていただいています。

【諸富小委員長】 では、東京都独自の何か制度ということに限定せずともよいということでしょうか。

【内田税制調査担当課長】 おっしゃるとおりです。そういう意味では、租税特別措置の適用実態というのを入れさせていただいたということもございますし、平成20年の際も租税特別措置の見直し云々というふうに提言しておりますし、そういう国の税制も含めて、視野に入れてお願いしたいなと思っております。

【諸富小委員長】 はい。

【佐藤委員】 わからなかったのは東京都が独自にとおっしゃるのであれば、不動産取得税とか固定資産税とか、要するに施設を建てる際に、その土地絡みとか、不動産絡みも減税してあげるのが一つのやり方だと思いますし、これは国税と関係なくできると思います。

または、よくあるのは投資減税だと思います。ただ、投資減税を確かに東京都の法人住民税や事業税から独自にやるというのは違和感がありますし、いわんや投資家に対する減税、エンジェル税制みたいなことを考えていらっしゃるとしたら、これも、では東京都の個人住民税を対象にするのですかと言われても、東京で事業を行う人たちに対する投資家は東京都民とは限らないので、この辺りをどうするのだろうかというのは、全体像として見えてこないなというのと、水素だけやるというのも少し違和感があります。

そのため、今申し上げたとおりもし国税も、エンジェル税制的なことも考えて個人所得税、あるいは、個人住民税、それから、いわゆる投資減税を含める、だから、法人税や法人住民税、事業税を巻き込むということであれば、この水素ビジョンだけで押すというのは少し無理があるのではないかという気がいたしました。最後は感想です。

【諸富小委員長】 どういたしましょうか。

【内田税制調査担当課長】 あくまでも今回は一つの例示として水素・アンモニアとして入れさせていただいていますので、少し示し方で限定しているように見えたかもしれませんが、決してそれだけに限定しているというわけではございません。やはり、昨今のウクライナ危機をはじめとした、エネルギー危機というのが念頭にもありましたので、そこで水素・アンモニアという形では入れさせていただいておりますが、特にそれだけに限定するという含みではございません。

【諸富小委員長】 例示として出させていただいたということですので、水素・アンモニアも含めて、グリーン成長戦略のような形で経済産業省から出している様々なものについて、どのように推進するか。しかし、東京で減をするのであれば、東京都としてという議論は当然入ってくるとは思いますが、それに対してどう税制上の優遇措置を使って促していくかという議論を行っていただきたいということだと思います。とはいえ、東京都水素ビジョンというのは資料の32ページに掲げられていますので、例えば、ここで描かれているようなところを促進するのにどうするかというのは当然論点にはなってくるということになるかと思えます。

金井委員、どうぞ。

【金井委員】 ありがとうございます。

私は正直に言って、成長を促すことに税制が本当に役に立つのかというのは、証拠を見たことがないので、それを国が実施するのは自由だとは思いますが、自治体がそういうことを行くと、効果があるのかどうかはわかりません。予算措置や、補助金政策、あるいは、PR作戦、その他行動経済学的方法を使

うとか、取引市場を作るとか、様々な手段の中で税制もあるというふうな話で、予算編成の中で議論すべきだと思います。予算編成の時期に各局から税制要望を受けている際に、効果のある政策を検討すべきで、例示としてこのようなところでも、仕方がないというのが率直な気持ちです。確かにグリーン税制については議論を行ってきたため、大きな方針が決まっているのでわかりますが、水素については一体何なのかなという気がしております。財源が乏しいのですから、もっと真面目に税を徴収することを考えたほうがいいのかというのが率直な気持ちで、こういう議論は税制調査会になじまないのではないのかというのが率直な気持ちなのです。自動車課税についてグリーン化しなければいけないというような大きな方針が決まってから、そのテクニカルな話を考えましょうという話になれば、時間をかけてやるというのはわかるのですが、内訳を拝見しても政策減税の効果は薄いというのが率直な印象です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

確かにそうですね。まだ、水素ビジョンなので、例えば具体的にこれをどういうふうにしていく、それがどういう投資に結びついていて、どこに手当すると効果的に進むのかということも、まだはつきりしていないです。初期、中期、長期という形で、大まかな方向性が出ているといったような段階ですので、そういう意味では金井委員がおっしゃったように、すごく曖昧な構想の段階で具体的な税制の話はしにくいということもありますし、そもそも、こういったことに税制措置を適用していくべきだろうかという議論はもちろんです。

国の水素だけではないですが、成長戦略で議論されているような、様々な新しいテクノロジーについては、相当、巨額投資がこれから管理を含めて必要になるということで、110兆円という試算が経産省からも出てきております。そのうち公益資金で20兆円を手当てしていく話になっていて、それが前回ですかね、土居委員からも出ていたGX経済公債という新しい国債を発行して資金調達をする、そして、それをカーボンプライシングの導入構想とセットで議論していくというような話になっていて、そこでそのカーボンプライシングを何でやるかということも言えるのですが、財源調達をしていくということですね。そこである種の課税みたいなものを行える、これはインセンティブになるのですが、調達資金を今度はこういうところに充てていくという措置があるので、それが拘束されているとすると、では税制優遇措置はどういう関係にあるのかということも、また議論せざるを得なくなっていくのですよね。

追加的に税制でそういう国の大きな動きがある中で、では、税制優遇としてさらに何か考えるべきなのか、あるいは、カーボンプライシングが入ってきた際に、カーボンプライシングの中で水素を何か取り扱うのか、それとも別枠で何か消費税の中でこういった投資を優遇することを考えてきたのか、この辺については、かなり論点が多岐にわたっていくような気がいたします。

ほかにもお手を挙げていただいていますので、先に、では、工藤委員よろしいですか。佐藤委員も手を挙げていただいているので、工藤委員、佐藤委員をお願いします。

【工藤委員】 ありがとうございます。

この部分が事前説明を聞いていても少し私もわからなくて、先ほど佐藤委員が質問していただいたので、少しはわかったようなわからないようなというのが率直なところです。

まず一つは、今日は議論を分けていただいたので、まずエネルギーの話ということで、現在、要求されているものはエネルギー部分かと思いますが、ここも実はグリーンというふうに考えますと、一方でグリーン課税は、例えば再生可能エネルギーを進めるというインセンティブと同時に、本来であればCO₂を排出しているものに対するディスインセンティブと申しますかペナルティーというのが抱き合わせになっているのが、本来はグリーン課税の一般的な姿と考えます。単に優遇措置、あるいは、インセンティブのみだけというのは、税制の仕組み自体としてやや歪んでいるなという印象を受けました。これが恐らく先

ほど金井委員から御指摘もあったように、政治的な意図があって一部のグリーンエネルギーに注目した結果、少し歪な形になっているのかなというのが感想です。

そういう意味では、東京都はもともとディスインセンティブとといいますか、ペナルティー的なものも過去にはやってきていて、どちらかといえば、きちんと何をしたら優遇されるのか、何をしたらいけないのだと申しますか、東京都としてエネルギー問題、あるいは、グリーンをどう考えるのかというメッセージを出すのであれば、両方をきちんと考えた上で、そういった方向性を出す、または、各委員が御指摘のとおり、国がこれからどうなるのかという詳細が分からない中で、具体的な税制の議論というのはできないのかなというふうに思っています。

そういう意味では、今回は一部のところだけが取り上げられているので、やや違和感は否めない一方で、前回までの話で議論にもなっていた、例えば、住宅のエネルギー効率をよくするとか、個別の施策では様々なものがありますので、本来、中身は逆に環境関連税制の解禁を東京都としてどう考えるのかという議論にするのでしたら、この部分は非常に有効な議論だと思います。

デジタルについてはまた後程お話いたします。以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

佐藤委員、それから、小林委員、お願いします。

【佐藤委員】 よろしくお願いします。端的に。

税制は数あるピースの一つだと思います。全体のビジョンの中において、つまり制度でもいいのですが、グリーン化を進めるという中において、ではどれぐらいの例えば規模の導入を目指していて、どういう工程表があって、その際にどういうプレーヤーがいて、彼らに対して今このままだと、どういうボトルネックがあって、そのボトルネックを解消するためには、どういう税制改革をする、条例の見直しをする、そんなことの税金を考えるというのであれば、例えば、用地の取得のために不動産取得税が高過ぎるのですとなれば不動産取得税を下げればいいわけですから、一応、ボトルネックを見せていって、税制上の課題は何なのか、あるいは、税制のできることは何なのかということ、全体のビジョンの中の一つとして捉まえるということをやらずに、いきなり税制が出てきて、さあ、何かを考えましようと言われても、それはやはり無理かなという気がします。

諸富先生が会長をやられている例の地方公共交通等はそうだと思うのですが、公共交通というビジョンがあって、それに対してどういう財源が必要かというビジョンと財源をセットで考え続けているというのがポイントだと思います。

やはり獏としたビジョンではなく具体的なプランがあって初めて、それを支えるための税制を考えられると思うので、そこの辺りの議論の順番がずれているという気がしたので。

強く反対するわけではないですが、具体的な計画を見せていただいた方がいいのかなという気がしました。

以上です。

【諸富小委員長】 確かにそうですね。ありがとうございます。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】 ありがとうございます。

これは要するに政策減税の話なので、無暗にやるものではないというのはやはりあります。これを真面目に考えるのであれば、こういう推進したいものがあるという際に、佐藤先生が今おっしゃったとおりですが、なぜ必要なのかということきちんと明確にした上で、恐らく補助金、支出の方でもやるわけなので、それに上乗せして税制優遇までやる必要があるのかということころは、本来議論されるべきところになるわ

けです。

そうした際に、恐らく時限的にやるわけですが、これまでやったことが本当に効果があったのかどうかという、きちんとやはりエビデンスを評価するということが本来必要で、または、きちんと租税支出をして、幾らお金を使って、その税制のほうから幾らお金を使ってやるのかというところを、きちんと明確にしていくという、そういう政策文化みたいなものはきちんと定着した中でやっていくことでないと、ただ、いたずらに税収が削られていくだけということになりかねないので、そのところをきちんと注意したほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 大変に的確な御指摘をいただきました。

では、野口委員、どうぞ。

【野口委員】

発言をさせていただきます。先生方のお話を聞いていて大変勉強になりました。

エネルギーの政策の話はグリーンと切り離せない話だと思うのですが、一つ射程の狭め方というか、具体的な領域で論ずるといふ点からすると、先ほどの御説明の中にあつた社会実装というのが一つのキーワードになるのかなとお伺いして、技術の社会実装というのはどこの分野でも議論をされていますが、それに向けて東京都としての企業支援みたいなことが考えられないかというアプローチにすると、少しグリーンの話とはまた違う草分けで議論することができるのかなという気がしました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

皆様のおっしゃるとおりでして、この水素に対しても次世代のエネルギーで非常に重要視されているということで、ぜひ、この水素に一枚噛みたいということで、各地域が手を挙げている段階です。東京都としてもぜひここに一枚噛んでいきたいということではあると思うのですが、水素については、サプライチェーンをどう構築するか自体が検討段階で、日本で完結しないだろうと、何らかの形で海外から持ってくることになるのだらうと思いますし、非常に長い国境をまたぐサプライチェーンになっていく際に、東京都はそのどの部分をやるのだということがまず恐らく必要になって、東京都だけで全てのサプライチェーン、水素は完結しないだろうと。

また、水素の使い手は、鉄鋼のような大量の高温の熱を使うような産業から、運輸とか、交通、生活になると水素燃料電池といったようなところで様々な多様な用途があるのですが、東京都としては水素をどういう形で、恐らく鉄鋼産業が想定されているところは恐らくないと思うので、東京都ではどういうニーズがあるのかということも含めて、もし、東京都の水素ビジョンとか取り付けたいのであれば、その東京でどういう水素ニーズがあつて、どのサプライチェーン濃度の促進するのかという具体論があつての税制優遇措置だと思つたのです。

そのため、今日の段階ではそういったことも含めて、時代だとはいえ、もう少し熟度が増えてこないとなかなか具体的な税制論議はし難いというのが、皆様の意見の最大公約数的なところかなと思います。これについては、国策でもありますので、今後は相当様々な手を打つてくると思つたので、それとの意味合いで東京都が、ではその部分のどの部分を東京都に持ってきてほしいのか、この構想の具体化と恐らくセットだらうと思つたのです。

では、エネルギーについては以上にいたしまして、次に②の論点に移らせていただきます。資料の説明をよろしくお願ひします。

【松崎税制調査課長】 続きまして、新たなデジタル技術に関する論点について御説明いたします。

ブロックチェーン等のように新しい技術によって、一極集中のプラットフォームを介さずに、ユーザー同士が直接つながり経済圏を作り出していく「Web 3. 0」ということで、次世代インターネットとも呼ばれておりますが、メタバースの部分ですね、仮想空間の創出やビットコイン等の暗号資産での取引を可能にする等、新たなサービスが創出されています。

こうした新たなサービス、新たな市場産業における法人税制のあり方について御議論をいただきたいと考えております。

関係資料につきましては、資料2の38ページの「未来の東京戦略2022」から資料44ページの「ブロックチェーンの官民促進にする提言（新経済連盟）」までの全7ページとなっております。なお、資料に関して事前説明から1点追加しておりますので御紹介いたします。

資料2の42ページになります。こちら42ページなのですが、沼尾委員から御指摘いただきまして、DAOの資料を追加してございます。Web 3. 0の世界で注目されている、新たな分散型自立組織でございます。

端的に御説明いたしますと、暗号資産の投資化による組織でありまして、同じ目的を持つ投資家たちが集まって、持ち寄った資金を共同で管理し、プロジェクトを進行する組織となりまして、誰でも参加可能で中央管理者が存在せず、意思決定に関与できる機能を有したガバナンストークンを保有することで、組織運営に参画できるということで、運営上のルールや決定事項は全てオープンになっておりまして、透明性の高い組織となっていることが特徴的です。

DAOの具体的な活用例を申し上げますと、アメリカのワイオミング州の土地をDAOによって共同所有している例でありますとか、また日本に目を向けますと、過疎化が急速に進む新潟県の長岡市の山越地域で、村おこしとしまして世界初のデジタル村民を導入し、半年でデジタル村民が900人を超えて、実際の人口の800人を上回ったとの報道もなされたところでございます。

以上が追加資料の説明となります。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、今御説明ありました成長を後押しする税制の②番について御意見いただければと思います。よろしく願いいたします。挙手はないですか。

【諸富小委員長】 工藤委員、それから、佐藤委員の順番でお願いします。

【工藤委員】 御説明をありがとうございました。

こちらにも実は政策的にこういうことをしたいという趣旨はよくわかるのですが、では、それを税制としてどうすればいいのかということの乖離が若干あるのかなというのが、まず非常に率直な感想です。その意味で、一つ質問、一つコメントをさせていただきたいと思います。

一つは、恐らく今日の資料で言いますと、38ページ目、この「未来の東京戦略 version up 2022」でしょうか。これが一つの政策的と申しますか、戦略的なベースにあり、これを実現するために何か支援になるような税を考えたい、そういう場合ですと、通常であればインセンティブ的なものを考えたいというのが、恐らく企業進出を助けるようなとか、軽減税率等が一般的なのだと思います。

ただ、その上で、お聞きしたいのは、だからといって、このWeb 3. 0と、あるいは、ブロックチェーン等を無理やり結びつけて、いろいろなことが出てきているのですが、では、これを実際に東京都として、このような業種や企業を本当に増やしたいというか、踏み込んだ戦略として、あるいは、東京都の政策として重要なのか、あるいは、それを具体化する準備が整っているのかというのが少し見えない部分がございます。そのため、もし事務局の方から補足的に、具体的にこういう政策がありますとか、何年に向

けてこういうことが検討されますというのがわかれば、教えていただきたいというのが質問でございます。

その上でもう一つコメントなのですが、この手の話をする際に、税制上の優遇で、ある特定の企業体を誘致するというのは、実は難しく、一般的な投資を増やすとか、そういうことであれば、税というのは非常に有効ですが、特定の業種とかを誘致したいというのであれば、やはり彼らが魅力に思うようなサービスとか施設とか、そういったものを集中的に整えるしかないで、そうすると、東京は基本的にはある程度魅力的な都市ではありますが、例えば、近年、デジタル産業が急激に伸びているような都市と何が違うのかというのを検討していただければ、それは必ずしも税制ではないということは恐らくすぐわかる話なので、少し議論が拡散しているのかなと思います。

なので、やはりデジタル産業を東京都に誘致したいというのであれば、その方法は税ではないのかなというのが二つ目の疑問点です。

最後に、これ1点だけ感想なのですが、ブロックチェーンがその仮想通貨の基であることは確かに事実なのですが、ブロックチェーンイコール仮想通貨という発想は少し古いのかなと思っています。ブロックチェーン自身のテクノロジーや考え方というのは、今は公共サービス一般でも使われていますし、行政のデジタル化もそうですし、少し仮想通貨に、言葉上だけなのかもしれないのですが、偏っているのが気になっているところです。

と言いますのも、仮想通貨のマイニング等は非常にエネルギーを消費する産業ですし、そもそもがこういうことをやって、何がメリットなのか少し見えないなと思いました。

最後は感想ですので、無視していただいても構いません。

以上です。

【諸富小委員長】 いや、大変、非常にお聞きしていただき勉強になりました。ありがとうございます。

佐藤委員、どうぞ。

【佐藤委員】 よろしく申し上げます。これも政府税制調査会の海外調査の際にアメリカで聞いてきた話ではあるのですが、アメリカでは資産として扱うので、売ればキャピタルゲインに対する課税ということになりますし、物を買えばその消費税とか所得税が発生するという仕組みにはなっているのです。

イコールフットィングをどう担保するかということは一方では考えなくてはならなくて、仮想通貨だから他の取引に比べて有利になっても困りますし、もちろん不利でもいけないですが、したがって、イコールフットィングをどうやって保証していくかということを一方向ではやらなければいけないというのと、また、長期的に考えますと、メタバースとかですと、メタバースの中で不動産の売買等も行われるようになります。私から見れば月の土地の取引みたいに聞こえるのですが、実態は伴わないのだがメタバースというのがあるわけで、その中で生まれたキャピタルゲインに課税するのかどうかという話になってくるわけなのです。

ただ、これもはっきり言うと実態を伴っていない財貨なので、果たして課税していいのかどうか1、それから、もちろん仮想通貨で取引されたりした際に、果たして捕捉できるかどうか2だと思うのです。ですので、この辺りって結構真面目に考えるとチャレンジだと思います。

ただ、税制で何か今この段階でやらなければいけないこと、例えば、雑所得の話はあると思うのですが、今は仮想通貨でも売買益は全部、雑所得になっていますので、他の例えば損失が発生した際に、他の所得と通算で損益通算はできないのです。なので、その辺りは不利ではないかという議論は一方ではあるかもしれないので、損益通算という立ち位置でどう考えるかというのを今の所得の扱いも含めて一つ考えなければいけないことなのかもしれないです。

それから、もう一つ、それと関わって新経済連盟さんからの要望に入れているのですが、時価評価課税

はやめてくれということなのですが、他方で今は金融庁でも実はデリバティブについても、そこには損益通算の管理を含めてほしいという議論、要望を出して、実現はしていないのですが、その際も一方では、時価評価課税もちゃんと併せて入れなければいけないという議論になっているので、例えば一つは、仮想通貨の売買に伴う損益というのを、他の有価証券と同じように損益通算として認める、現在の雑所得の扱いを見直すかどうかが一つ。ただ、その一方で、含み益を持ち続けることは可能なので、理論的には、時価評価課税もやらなくてはいけないのではないかと考えます。

ただ、手元に現金がないという方は、別に支払いを繰り延べるぐらいは認めてもいいと思います。支払いを例えば繰り延べする。ただし、利子をつけてということで、繰延べを認める一方で時価評価課税を入れるとか、この辺りの見直しを本当はしなくてはいけないところだと思いますが、ただ、これは東京都の話ではなくて、あくまでも国の税制の枠の中で議論すべきことなのだと思うのですが、ただ、一応クリプトで仮想資産周りでやらなくてはいけない税制改革もあるのかなとは思いますが。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

【関口委員】 関口ですが、よろしいですか。

【諸富小委員長】 はい、どうぞ。

【関口委員】 仮想通貨等の観点では、法人税の対象になるようなものとして議論をするのか、それとも、所得税の対象になるものとして議論をするのか。また先ほどの中小法人との関係も関連してくると思います。

大法人と中小法人と個人の事業主みたいな感じですかね。そういう議論の流れの中で、例えば新経済連盟さんのおっしゃっていることを、どう捉えるのかという、整理みたいなものは、あってもいいのかなという気がいたします。

これまで、現金同等物的な流動性の高さ低さによる時価評価系のものに対して、それぞれの組織で、税制上、どういう取扱いをしているのかという整理があった上で、新たな仮想通貨に対応する税制の話を追加的にする感じかなという気がしています。

2つ目に今回、沼尾委員の御要望で出た、DAOを都税調で考えるということです。この組織、あるいは、出資者に対して、どういう税制を適用するのか。その上でこのような組織形態を税制で促進するのであれば、どんな税目で促進するのか。そういう辺りのことが、今はどうなっているのか、ということがわかればと思います。

DAOを見る限りは、共同所有で何らかの事業体みたいな感じでやっているという認識なのですが、そこでの課税の関係というのは、どう読めばいいのか、どうなっているのか。長岡でやられているというのであれば、少しそこは気になりました。

【諸富小委員長】 これは何かあります、この点については、事務局として。

DAOについて税制との関係で何を指そうとしているのか。

【松崎税制調査課長】 実際に今の長岡市のDAOにつきましても、いわゆる地域団体という位置づけで、長岡市がオフィシャルパートナーとしてサポートしているのですが、これに対して特別に行政サービスのものを行っていたり、村おこしということで、村のイベント等をこの集まった資金でやっているのですが、それについて何か税制優遇があるかというのは、特に報道等に出ておりませんので、恐らく推測ですが、他のDAOの組織と同じような形で、先ほどの国税庁のFAQにある課税がなされているのではないかと考えております。

これについてはNFTということで、実はこの長岡市というのがニシキゴイの発祥地でございまして、ニシキゴイのデジタルアートを1万点販売しまして、それを買った人がいわゆるデジタル村民としての住民票を兼ねたNFTを所有して、いわゆる村おこしの事業を、参画してやっていくということになっておりますので、そういった現状でございます。

【諸富小委員長】 はい。ということでございます。

この点については、時間の関係で今日はあまり深められないのですが、皆様からこういう形で意見をいただいたということで、今日のところはこれで終わりにさせていただきたいと思っております。

最後の偏在是正の議論に移らせていただきたいと思います。その後、最後に会長から今日の後半の点についてコメントいただきまして締めたいと思っております。

【松崎税制調査課長】 それでは、資料1の主な論点4、地方法人課税の偏在是正措置について御説明いたします。

まず、昨年度の第7期の提言を振り返りますと、これまで国におきまして、偏在是正の名の下に講じた地方法人課税の国税化措置は、地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものであり、受益と負担の対応性を重視する地方税の原則に反するとしてございます。

平成20年度の税制改正以降は、累次にわたる地方法人課税の見直しにより、現在、都における影響額は令和4年度当初予算ベースで1兆円を超える額となっております。地方税の存在意義そのものを揺るがし、地方自治体の根幹を脅かす本是正措置につきまして、改めて御議論をいただきたく存じます。

関係資料につきましては、資料2の45ページの過去の答申から資料48ページの法人事業税・法人住民税の偏在度の推移までの全4ページとなっております。

なお、資料に関しましては、事前説明から変更しておりませんので、時間の関係上、説明は割愛させていただきます。

事務局からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

地方法人課税の偏在性の問題ですが、近年、直近でまた景気の回復とともに法人税の増収というのがニュースになっているところであります。その辺り、また東京都における税収がある種狙われているというところと変ですが、ということがあるのではないかと懸念もあり、また、この点は議題になってきたということがございます。これは皆さんの事前説明にあったとおりでございます。

残念ながら時間の方がなくなりましたので、皆様に御意見を伺っていると超過してしまいますので、一旦これについては、もし何か追加の御意見があれば、メール等でお寄せいただくという形にしまして、会長に今日の後半の部分についてのコメントをいただきまして、締めたいと思っております。よろしくお願いたします。

【池上会長】 後半につきまして、論点3のほうは企業成長を後押しする税制というタイトルがついていますが、①と②で微妙に書き方が違ってございまして、①の方は環境に関する技術の開発の促進を図るための税制というより、どちらかという、先程様々な意見がございましたとおり、政策減税的なタイトルになっています。

②の新たなデジタル技術を活用した企業活動に即した法人税制のあり方については、とくに減税をするというわけではないのではなくて、適切に課税をすればいいのだということを確認すればいいのではないかと私自身は考えているのですが、それについて様々な要望を出している団体が多いので、それをどう考えるかという問題もあります。

確かに、新たな暗号資産でありますとか、メタバースとか、そういったものが経済活動であるというこ

とになってくると、では、ここから生まれた所得に、もちろん単位は現実の通貨に戻さなければいけないわけですが、適切に課税するということになると思います。そのため、そういった原則を確立しつつ、他方で政府、つまり国はそういったものを促進したいと考えているような文書も出されているので、そういう部分をどう考えるかという問題はあると思います。

そういうことを含めて、今後も議論を続けていければと思いますし、前段で申し上げました環境に関する技術に関しては、都税調では常にいわゆる租税特別措置、あるいは政策減税については、限定的に捉えてきていると思います。その原則は特に変わっているわけではございません。ですから、新たなことについて何かやっていく場合には、当然、皆さんよくご存じのように、ペイアズユーゴー原則もございませぬ。そういうことを含めて、もちろん税というのはあくまでも財源を調達するものであるということももとの原則を変えるわけではございませぬので、そういったところを含めて議論を深めていければと思います。片方で自動車課税の話であるとか、あるいは、温暖化対策税の話であるとか、グリーン化の考え方を取りつつ、適切に税収を上げていこうという考え方で来ております。その大きな枠組みの中で、その中で特に促進すべきものについてはどう扱ったらいいのかという議論も含めていければいいと考えております。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

会長にコメントをいただきましたので、私の方からは特段追加的なコメントはございません。

それでは、最後に事務局から次回の日程等の説明をお願いいたします。

【小林税制調査担当部長】 第3回小委員会の日程についてお知らせいたします。

今回は、8月23日火曜日、午後2時から開催させていただきます。

第3回小委員会では、「税務行政のDX推進」について御検討いただきたいと存じます。

なお、本日の会議資料につきましては、本日中に主税局ホームページに掲載いたします。また、議事録につきましても、後日改めてホームページに掲載いたします。よろしくをお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

それでは、本日の議題、これで終了いたします。本日は忙しい中、御参集いただきまして、ありがとうございました。これもちまして、第2回小委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでございました。

— 了 —